

○許可証の書換え

第7条第5項

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日
令和2年4月1日 令和3年3月26日
令和7年4月1日

審査基準

令和7年4月1日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第7条第5項
処分の概要	許可証の書換え
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法施行規則第5条第9項、第10項、第4条第2項（許可証の書換えの申請）
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室